

東三河医療圏合同会議について

「東三河北部医療圏」の医療提供体制の課題等を解決するため、流出入院患者が最も多い「東三河南部医療圏」との協議の場（東三河医療圏合同会議）を令和5年度に新たに設置し、より良い医療が提供できるよう検討を行うこととした。

＜協議内容＞

- ・東三河医療圏における医療計画の推進に関すること
- ・その他東三河医療圏における医療連携体制に関すること
- ※ 協議内容は、地域医療構想推進委員会で報告することで、両医療圏内の周知を図る。

＜構成員等＞

地域医療構想推進委員会の委員を構成員とするが、議論する内容により構成員を選定し招集する。

【令和6年度協議内容】

令和5年度東三河医療圏合同会議において、両医療圏の喫緊の課題である「救急医療対策」を協議したいとの意見が出されたことから、令和6年度に東三河医療圏の「救急医療対策」について、協議を行った。

＜第1回（令和6年8月8日）＞

- ア DPCデータから見た東三河医療圏の救急医療の状況
- イ 医療機関、消防署からの救急医療についての報告
- ウ 意見交換

- 上り搬送は概ね出来ているが、下り搬送についてはいくつか課題がある。急性期を脱した回復期の患者を順次転院していかないと、至急処置が必要な救急患者を受け入れられない可能性が生じる。
- 今後、後方支援の医療機関等との連携強化を図る必要がある。まずは、関係病院の転院時の調整方法・仕組み・課題等を情報共有する。

＜第2回（令和7年1月27日）＞

第1回の協議において、関係病院の転院時の調整方法・仕組み・課題等を情報共有することとなったため、構成員を実務担当者とするワーキンググループでの開催とした。

- ア 第1回の論点報告
- イ 医療機関等からの転院時の調整等報告・意見交換

- 急性期病床から回復期病床への転院は適切に対応がされているが、退院後の在宅医療や訪問介護の提供等、東三河北部医療圏は医療・介護資源が少なく、退院調整に苦慮している。
- 新たな地域医療構想は、在宅医療、介護との連携を含む、医療提供体制全般の課題解決を図るとしていること等から、引き続き、東三河地域全域で課題解決に向けた協議を行っていききたい。